相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区貫井三丁目四六番、最後の住所東京都練馬区貫井三丁目四六番一九号
被相続人　亡　大竹　賢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市中町三丁目四番、最後の住所東京都町田市中町三丁目四番一〇号
被相続人　亡　薄井　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
事務所東京都新宿区新宿一―二六―一長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木下　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区東池袋三丁目六二番地、最後の住所千葉県いすみ市大原七〇八二番地二
被相続人　亡　佐々木暢子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
事務所東京都国分寺市南町三丁目四番一二号フタバビル二階
相続財産管理人　司法書士　三浦　英夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区東日暮里五丁目八番地、最後の住所東京都足立区栗原三丁目二五番一二号
被相続人　亡　瀧　賢二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
事務所東京都中央区銀座一丁目一〇番三号銀座ＤＴビル四階
相続財産管理人　弁護士　千葉　道則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目三番地、最後の住所横浜市旭区川井宿町六九番地一特別養護老人ホームかわいの家
被相続人　亡　川口千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階
相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県中郡大磯町西小磯七一〇番地一、最後の住所神奈川県平塚市明石町二五番一一―四〇八号サンヴェール湘南平塚
被相続人　亡　加藤　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
神奈川県平塚市紅谷町三―三　本陣ビル二階　湘南平塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大木秀一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市片山町一丁目二三七七番地、最後の住所大阪府吹田市内本町二丁目二番九―九〇二号　被相続人　亡　小池　伯和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
大阪市中央区平野町一―七―三ＢＲＡＶＩ北浜五階　さくら北浜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山田　敬子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市鹿野町鹿野九六七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　小松　佶幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
鳥取県鳥取市栄町二〇五番地
相続財産管理人　弁護士　木村　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市川上町高山二四七三番地、最後の住所岡山県高梁市川上町高山二四七三番地　被相続人　亡　三村　武文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
事務所岡山市北区番町一丁目五番五号
相続財産管理人　弁護士　池田　曜生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市上之町三一八番地、最後の住所岡山県津山市瓜生原三三七―一特別養護老人ホーム鶯園　被相続人　亡　水嶋　康浩

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月六日
大阪府大阪市北区本庄西三丁目七番一七号
株式会社西日本模型
代表取締役　田村　寛人

記

株主名簿上の株主の氏名と住所

河野　好雄　大阪府吹田市泉町一―四―一九
永川　政二　大阪府門真市三ツ島一―二四―二〇
関　剛　大阪府門真市下馬伏一六二―一六

株式の種類と数

普通株式四百株
普通株式二百株
普通株式二百株

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
弁護士法人岡山パブリック法律事務所
相続財産管理人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市引野町三八一八番地、最後の住所広島県福山市引野町三八一八番地
被相続人　亡　髙橋　佳典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
事務所広島県福山市東町三丁目八番九号
相続財産管理人　司法書士　橋奥　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代郡氷川町野津一〇六四番地、最後の住所熊本県八代郡氷川町野津一二一九番地　被相続人　亡　岩村　好昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月六日
熊本県熊本市中央区手取本町三番一三号丸住ビル二階　丸住法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸住　朋枝